

## 特定被災事業者が定額補助を申請する場合の提出物

- 1 特定被災事業者とは ※下線部は令和3年福島県沖地震からの変更点
- 以下①から⑤の要件を全て満たす事業者のことをいいます。
- ①新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
  - ②東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
    - ・直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
    - ・間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
    - ・福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者
  - ② 以下ア、イのいずれかに該当する復興途上にある事業者
    - ア 東日本大震災以降、令和4年福島県沖地震被災前又は令和3年福島県沖地震被災前において売上高が20%以上減少している事業者
    - イ 令和4年福島県沖地震発生時又は令和3年福島県沖地震発生時において**厳しい債務状況【※1】**にあり、**交付申請時において、経営再建などに取り組み【※2】**かつ**認定経営革新等支援機関に必要事項【※3】**について**確認を受けている事業者**
  - ④交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
  - ⑤令和4年福島県沖地震により施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

### 【※1】 厳しい債務状況

次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要があるものをいう。

- イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有するもの
- ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当するもの
- ハ. 過剰債務の状況【※α】に陥っているもの
- ニ. 中小企業活性化協議会などの関与の下で事業の再生を行うもの
- ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っているもの
- ヘ. 第二会社方式により再生を図るもの
- ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図るもの

### 【※α】 過剰債務の状況

原則として令和4年福島県沖地震被災時又は令和3年福島県沖地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- イ. 債務超過に陥っているもの
- ロ. 繰越欠損を計上しているもの

- 八. 次式で判定した年数が15年以上となるもの  
{有利子負債(短期借入金+長期借入金+社債)} ÷ {減価償却後営業利益  
× 1 / 2 (営業欠損の場合は1 / 2 を乗じない) + 普通減価償却費} (注1)
- 二. 次式で算出した値が正となるもの  
長期借入金及び社債の年間返済額(注2) - {減価償却後経常利益× 1 / 2  
(経常欠損の場合は1 / 2 を乗じない) + 普通減価償却費} (注1) - 金融機  
関調達(予定含む)(注3)

(注1) 試算期で判定する場合は「試算期末からさかのぼって12ヵ月間の  
損益計算書」を用いて判断する。

(注2) 決算期または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の年間返済額  
をいう。

(注3) 決算期末または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の  
金融機関調達額(設備資金を除く)をいう。

**【※2】 経営再建などに取り組んでいる状況**

相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融  
機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力  
により企業再建が見込まれるものをいう。

**【※3】 認定経営革新等支援機関への確認事項**

- 令和4年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい  
経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること。
- 経営環境などを見据えた適正な規模での復旧等であること。

## 2 提出物

要件		提出書類 ※見直しする場合があります				
①	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者	<p>営業が困難となった又は売上が減少したことを示す書類。具体的には、新型コロナウイルス感染症に対する支援（※）を活用した際の証明書等（写し）等</p> <p>※支援の例 ①持続化給付金、②感染症拡大防止協力金（時短営業等）、③金融支援（新型コロナウイルス感染症による、業況悪化を対象とした特別貸付等）</p> <p>※記載がない支援は個別相談</p>				
②	東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者	<p>国等が実施した支援を活用した実績を示す書類。具体的には、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援（※）を活用した際の交付決定通知書等（写し）</p> <p>※支援の例 ①グループ補助金、②津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業、③雇用調整助成金、④復興特別区域法における税制優遇、利子補給など、⑤金融支援（東日本大震災復興特別貸付、東日本大震災復興緊急保証、地方自治体の制度融資など）、⑥宮城県産業復興相談センターの利子補給助成金や(株)東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取等の支援</p> <p>※記載がない支援は個別相談</p> <p>これに加え、以下、ア・イのいずれかを提出</p> <table border="1" data-bbox="655 1272 1359 1574"> <tr> <td>ア 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。</td> <td>東日本大震災に係る罹災（被災）証明書の写し</td> </tr> <tr> <td>イ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業績が悪化したこと。</td> <td>業績が悪化した時点における決算書（写し）、その他、業績の悪化に至る経緯が分かる書類</td> </tr> </table>	ア 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。	東日本大震災に係る罹災（被災）証明書の写し	イ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業績が悪化したこと。	業績が悪化した時点における決算書（写し）、その他、業績の悪化に至る経緯が分かる書類
ア 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。	東日本大震災に係る罹災（被災）証明書の写し					
イ 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業績が悪化したこと。	業績が悪化した時点における決算書（写し）、その他、業績の悪化に至る経緯が分かる書類					
③	ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災前の同期間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者	<p>各期間の売上げ状況が分かる資料</p> <p>①令和3年福島県沖地震で比較する場合 【法人】平成22年11月～平成23年1月分及び令和2年11月～令和3年1月分の貸借対照表及び損益計算書（写し）</p> <p>【個人事業主】平成22年11月～平成23年1月分及び令和2年11月～令和3年1月分の確定申告書及び収支計算書等（写し）※平成22年12月以降に設立された法人等については個別相談</p>				
	ア、イのいずれかに該当					

<p>する事業者</p>		<p>②令和4年福島県沖地震で比較する場合  【法人】平成22年12月～平成23年2月分及び令和3年12月～令和4年2月分の貸借対照表及び損益計算書（写し）   【個人事業主】平成22年12月～平成23年2月分及び令和3年12月～令和4年2月分の確定申告書及び収支計算書等（写し）</p>
	<p>イ 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、<u>厳しい債務状況【※1】</u>あり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み<u>【※2】</u>、かつ、認定経営革等支援機関に事業計画等について確認<u>【※3】</u>を受けている事業者</p>	<p>※1～※3すべての提出が必要   ※1について  厳しい債務状況の要件（イ～ト）にあることを示す書類（詳細については御相談ください）   ※2について  ① 企業再建計画（ウェブサイトに掲示されている参考様式・記載例を参照ください）  →申請様式以外の計画書等を使用される場合には、厳しい債務状況にあることを必ず記載していただく必要があります。   ② 適切な企業再建計画が策定されていることなどを金融機関が確認した書類（指定様式「金融機関による確認書（定額補助）」に記入）   ※3について  令和4年福島県沖地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれることや、経営環境などを見据えた適正な規模での復旧等であることを認定経営革等支援機関が確認した書類（指定様式「認定支援機関による確認書（定額補助）」に記入）</p>
	<p>④ 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者</p>	<p>東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る借入残高を示す書類。金融機関が発行する借入金残高証明書の写し、借入内容が分かる契約書の写し</p>
	<p>⑤ 令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者</p>	<p>令和4年福島県沖地震に係る罹災（被災）証明書の写し</p>

### 3 提出時期

復興事業計画申請と同時に提出ください。